

金融商品をめぐる国際会計基準の展開 : E48 から IAS32 まで

著者	平松 一夫
雑誌名	商学論究
巻	43
号	2/3/4
ページ	285-297
発行年	1996-01-20
URL	http://hdl.handle.net/10236/297

金融商品をめぐる国際会計基準の展開：E48からIAS32まで

平 松 一 夫

I. IASC における金融商品プロジェクトの意義

国際会計基準委員会 (IASB) の金融商品プロジェクトが注目を集めている。もともと IASC の金融商品プロジェクトは、1988年3月にデュッセルドルフで開催された理事会でプロジェクトとして採択することが決定されたものである。その後1991年6月にミラノで開催された理事会で最初の公開草案第40号 (E40) 「金融商品 (案)」¹⁾ が承認されたが、1993年11月にオスロで開催された理事会ではこれを基準とせず、再公開することに決定した。これを受けて1994年1月に公表されたのが公開草案第48号 (E48) 「金融商品 (案)」²⁾ である。その後の紆余曲折を経て、E48を分割し、当面は表示と開示のみを基準とすることとされた。こうして1995年6月に、国際会計基準第32号 (IAS32) 「金融商品：開示及び表示」³⁾ が公表されるに至ったのである。

E48が注目を集めているのには、いくつかの理由がある。その最大の理由は、E48が、現在世界各国の会計関係者の最大の関心事の一つである「金融商品」を取り扱っていることであるといえる。しかも、金融商品の会計問題は、現時点

1) International Accounting Standards Committee, Exposure Draft E40, *Financial Instruments* (September 1991).

2) International Accounting Standards Committee, Exposure Draft E48, *Financial Instruments* (January 1994). 国際会計基準委員会訳、公開草案第48号「金融商品 (案)」『JICPA ジャーナル』第457号 (1994年6月)。

3) International Accounting Standards Committee, IAS32, *Financial Instruments: Disclosure and Presentation* (June 1995).

ではどの国においても解決をみるに至っていない。その意味で、金融商品への IASC の取り組みは、世界各国と同時進行で進められるという、これまでにない経緯をたどっているわけである。IASC の金融商品プロジェクトがカナダの勅許会計士協会 (CICA) と共同で進められていることも、IASC における最近のプロジェクトの特徴となっている。

E48が注目される第二の、そして見方によってはより重要な理由は、測定面での E48の特徴にある。この面での E48の特徴は、経済的実態を重視していること、金融商品の分類に際し（そして結果として金融商品の測定に際し）経営者の意図を重視していること、割引現在価値会計を導入していること、公正価値（時価主義）会計を導入していること、等として表現される。E48が一つの枠組みの中で「原価」と「公正価値」の両者の使用を提案したことは、金融商品の問題にとどまらず、会計測定のあり方に関する根本的な問題を提起するものとして注目されるところである。

E48には、上記以外にも特徴がみられる。その一つは、E48が金融商品に関する包括基準であり、分量が膨大で、かつ難解であることである。いま一つは、きわめて長期にわたる取り組みにもかかわらず、IASC の金融商品プロジェクトが、未だ決着していないことである。

本稿では、主として最後に掲げた E48の 2 つの特徴に鑑み、E48の重要点をできるだけ簡潔にまとめるとともに、E48に対するコメントを概観し、最近 (E48の公表から1995年9月まで) における金融商品プロジェクトに対する IASC の取り組みを整理することにする。

II. E48の概要

最初に E48の概要をみてみよう。E48は、目的、範囲、定義、金融資産と金融負債の認識、表示、金融資産と金融負債の測定、開示、発効日、付録という構成をとっている。ここでは紙数の制約もあるので、そのうち E48における定義と、E48で問題の多い認識・測定をとりあげ、その内容を簡潔に要約することにする。

1. E48における定義

E48は、金融商品、金融資産、金融負債、持分金融商品、公正価値及び市場価値が特定された意味で使われているとして、これらについて定義している(par.5)。これを書き換えたものが図表1である。

図表1 E48における定義

金融商品	一方の企業に（認識されているか否かにかかわらず）金融資産を、他方の企業に（認識されているか否かにかかわらず）金融負債あるいは持分金融商品の、双方を生じさせるあらゆる契約
金融資産	①現金 ②他の企業から現金あるいは他の金融資産を受け取ることができる契約上の権利 ③金融商品を潜在的に有利な条件で他の企業と交換できる契約上の権利 ④他の企業の持分金融商品
金融負債	①他の企業に現金もしくは他の金融資産を引き渡す契約上の義務 ②金融商品を潜在的に不利な条件で他の企業と交換する契約上の義務
持分金融商品	企業のすべての負債を控除した後の残余財産権を証する契約
公正価値	取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件で、資産が交換され、もしくは負債が決済される金額
市場価値	活発な市場での金融商品の売却により入手できる金額、あるいは取得のために支払う金額

2. 金融資産と金融負債の認識

E48は、金融資産と金融負債の認識にかかわる事項として、①当初認識、②認識の中止、③特定の複合金融商品の構成部分の別々の認識、の3項目をとりあげている。それを要約したものが図表2である。

図表2 E48における金融資産と金融負債の認識

当初認識 (オンバランス)	<ul style="list-style-type: none"> ・資産・負債にかかわるリスクと経済価値がその企業に移転 ・その企業の資産・債務の金額が信頼性をもって測定可能
認識の中止 (オンバランス)	<ul style="list-style-type: none"> ・資産・負債にかかわるリスクと経済価値が他に移転 ・残ったリスクと経済価値が信頼性をもって測定可能 <p>----- 又は -----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付随する権利・義務の行使、免除、取消、満了
複合金融商品	<ul style="list-style-type: none"> ・構成部分の特徴により別々に会計処理

3. 金融資産と金融負債の測定

金融資産と金融負債の測定について、E48は「当初認識時の測定」と「当初認識後の測定」に分けて規定している。さらに、当初認識後の測定では、「標準処理」と「認められる代替処理」を定めている。

(1) 当初認識時の測定

金融資産と商品負債が当初に認識される時は、引き渡した又は受け取った対価の公正価値で測定しなければならないとされている (par.69)。これは、現行会計制度のもとでの原価基準による測定とかわるところはない。

(2) 当初認識後の測定：標準処理

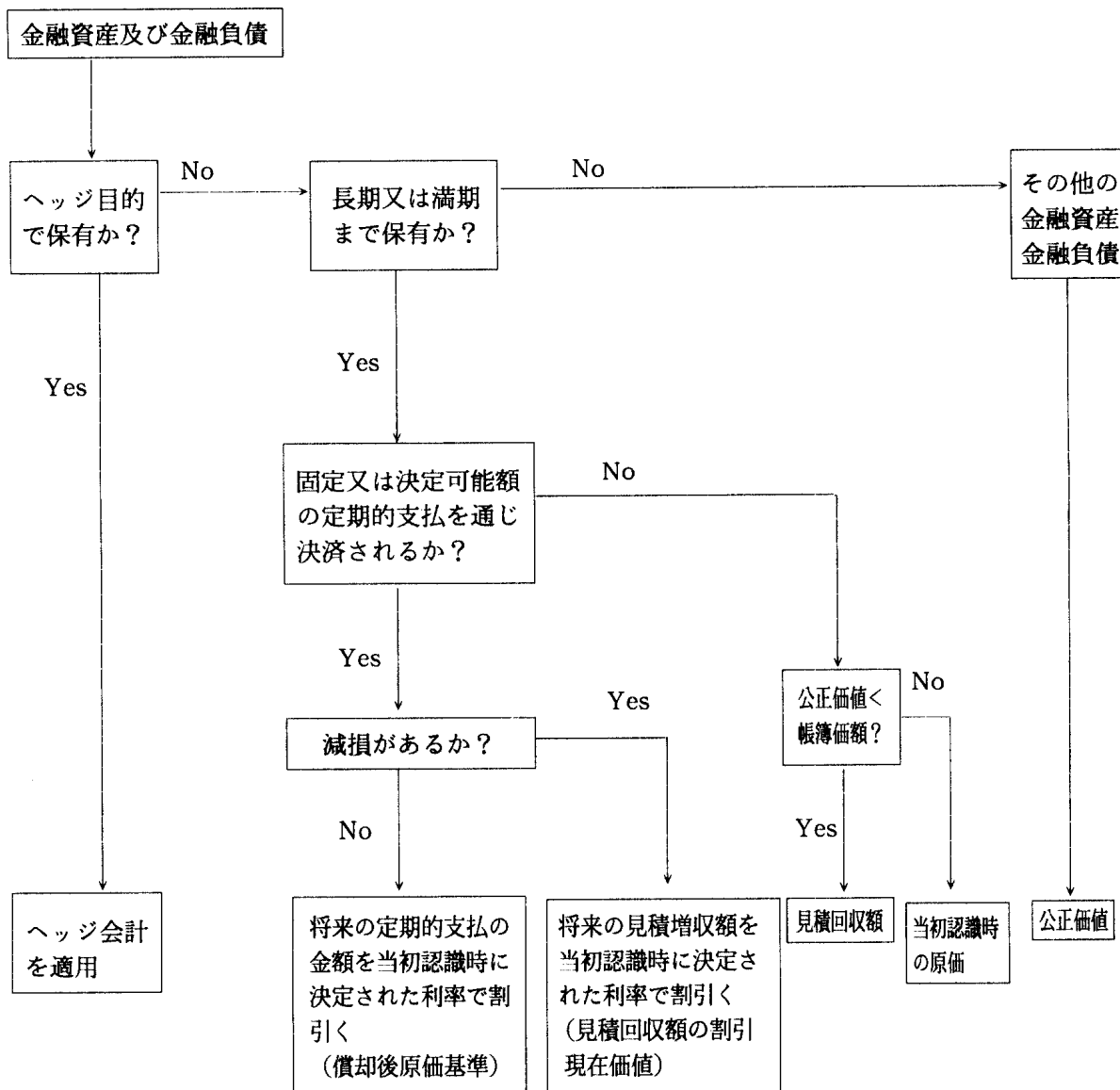
E48で特徴的であるのは、当初認識後の測定に関する規定である。ここではまず、標準処理についてみてみよう。ここで最初に注目しておくべきことは、金融商品の分類である。すなわち、E48は、金融商品を、「経営者の意図」に基づき、その保有目的に従って次の3つに分類し、それぞれについて標準測定基準を定めるのである (par.83)。

- ① 長期又は満期まで保有される金融資産と金融負債
- ② ヘッジ目的で保有される金融資産と金融負債
- ③ その他の金融資産と金融負債

標準測定基準について、その要点に着目して図示したものが図表3である。図表3に示されているように、E48では、長期又は満期まで保有される金融資産と金融負債には原則として原価基準が適用され、ヘッジで保有される金融資産と金融負債にはヘッジ会計が適用され、その他の金融資産と金融負債には公正価値が適用されることとされている。このように、原価基準と公正価値基準という異なる測定基準の適用を提唱していることが、E48のきわだった特徴となっている。

ところで、E48では、上記のように金融資産の分類を経営者の意図にもとづいて行うこととされている。E48ではさらに、当初の分類以後に金融資産又は金融負債に関する意図を変えさせる重要な事象が発生するとき、その資産又は負債は再分類され、測定基準も経営者の変更された意図に従って変更されなけ

図表3 E48における金融資産・金融負債の標準測定基準の概要



ればならないとされている (par.165)。そして、測定基準の変更から生ずる利益又は損失は、原則として、再分類した期に損益計算書に認識され、区分して開示されなければならないとされるのである (par.165)。

(3) 当初認識後の測定：認められる代替処理

E48は、金融資産と金融負債の当初認識後の測定のための、認められる代替測定基準として、公正価値を適用することを認めている (par.183)。この場合において、金融資産又は金融負債の公正価値の変動による利益又は損失は、その金融資産又は金融負債が予定されている将来取引のヘッジとして会計処理され

ているときを除いて、その発生時に損益計算書に認識されなければならないとされている (par.187)。

Ⅲ. E48に対する各界の反応と IASC の取り組み

E48の公開期間は1994年1月から同年7月とされ、IASCはこれに対するコメントを招請した。また、IASCは、コメント期間中の1994年6月に各国の基準設定者をエジンバラに招き、E48に対する意見を聴取している。IASCとしては、こうしたプロセスを経て、当初、1995年初期にE48を承認する予定でいたが、この当初計画は大幅な見直しを余儀なくされることとなった。その理由を理解するために、ここでは、E48に対する意見・コメントの概要とこれに対するIASCの対応を概観する。

1. IASCと会計基準設定者との会議における意見

エジンバラにおける基準設定者との会議には、14か国の基準設定者等及びEC委員会、FEE（欧州会計士連盟）、ドイツ経済監査士協会が参加した⁴⁾。

E48の提案で議論を呼んだ事項の一つに、金融資産を保有する経営者の意図により測定基準が異なる点があった⁵⁾。イギリスとオーストラリアの基準設定者は経営者の意図を強調することに反対であった。またFASBは、同様のアプローチがアメリカで批判にさらされており、長期保有の概念が実務上うまく作動せず、結局のところ自由な選択が財務諸表をゆがめることになる」と述べている。フランスの国家会計審議会は、意図にもとづく会計に異議をとらえ、意図が監査可能で客観的な基準にもとづくべきことを示唆した。

公正価値については賛否がわかれた。E48でIASCと共同で作業を行ったカナダCICAの会計基準審議会は、すべての金融資産・金融負債を公正価値で測定することを認めた代替的処理の部分を、その公開草案から削除している。また、ベルギー、フランス、ドイツ、スウェーデンの基準設定者は、欧州連合第4号

4) 西川郁生「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会報告ーエジンバラ会議」『JICPA ジャーナル』第470号 (1994年9月)、83頁。

5) 以下、本節での記述は、特に指摘がない限り *IASC Insight* (September 1994), pp.5-6 によっている。

指令で流動資産たる金融資産への公正価値の適用や未実現利益の認識が認められていないことを指摘し、すべての金融資産・金融負債への低価法の適用を認めるよう提案した。

ヘッジ会計でも、特に予定取引に関連して、いくつかの基準設定者から批判がなされた。E48の提案は「表現が曖昧である」(スウェーデン会計審議会)、「深刻な困難を生じることになるだろう」(フランス国家会計審議会)、「とりわけ問題が多い」(オーストラリア会計基準審議会)といった批判である。イギリスの会計基準審議会は、ヘッジ会計が、問題を解決するというより、さらに多くの問題を生じるとして、ヘッジ会計の使用を回避したい意向を示した。FASBは、ヘッジ商品の繰延損益を資産・負債として報告することには実務上及び理論上の困難があり、ヘッジ会計を適用するための実務的方法を確立することができなかつたと述べている。

認識についても批判が出された。フランス国家会計審議会は、金融資産・金融負債の認識及び認識中止の規準は解釈が困難であり、かえって財務諸表の理解を困難なものにすると論じている。オーストラリアとイギリスの会計基準審議会は、IASCの提案がIASCのフレームワークと矛盾するとしている。また、イギリス会計基準審議会は、証券化の提案が、IASCのフレームワークに準拠して作成されたイギリスの国内基準での要件と著しく異なると指摘している。

この会議でほとんどの基準設定者との間で特に異論なく合意できたのは、負債と資本の分離、複合金融商品、公正価値情報の開示、金利リスクと信用リスクの開示などの項目程度にすぎなかつたとされている⁶⁾

2. E48に対する各国からのコメント

さて、日本からのコメントを含め⁷⁾、E48に対しては1994年8月31までに75通のコメントが寄せられた⁸⁾。これらのコメントの多くは、認識と認識の中止、測

6) 西川郁生、前掲稿、83-84頁。

7) 日本からのコメントは、『JICPA ジャーナル』第470号(1994年9月)、13-16頁、及び、第471号(1994年10月)、30-39頁に紹介されている。

8) 西川郁生「国際会計基準委員会(IASC)理事会報告—ブダペスト会議」『JICPA ジャーナル』第474号(1995年1月)、104頁。ちなみに、共同プロジェクトであるカナダの再公開草案に対しては83通のコメントが寄せられたという。

定、ヘッジ会計に集中していた。

まず、金融資産と金融負債の認識又は認識の中止の規準に対しては、批判的コメントが多かった。その内容としては、①認識又は認識の中止の規準として「リスクと経済価値の移転」という概念を用いることは実務的でない、②多様な事象に対して E48は弾力的にすぎ、異なる解釈が可能である、③資産の証券化や負債のデファイザンスのような複雑な取引に関して、E48は実体と異なる結果をもたらすことがある、などであった。

次に、金融資産と金融負債の測定については、いくつかの重要な論点が見られる。その第一は、公正価値による測定と原価による測定の問題である。公正価値の使用そのものについてはあまり反対はなかったが、アングロサクソン系の国が公正価値にもっと重点をおくべきであるとするのに対して、日本やヨーロッパの一部の国は原価にもっと重点をおくことを主張している。また、低価法の適用を提唱するコメントもみられた。

経営者の意図についても賛否両論がみられたが、全般的には E48の考え方が支持されたとされている。反対意見には、金融商品の分類を、経営者の意図によるのではなく、金融商品の性格によって行うべきであるとするものもあった。E48では、長期保有の意図がある金融資産・金融負債には原価基準が適用されるが、ここでいう「長期」の意味が不明瞭であるというコメントも多かった。また、「長期」ではなく、「満期」まで保有するものだけに原価基準を適用すべしというコメントもあった。

最後に、ヘッジ会計には多くの批判的コメントが寄せられた。E48では変動利率の金融商品や満期まで保有する金融商品はヘッジの要件を満たしていないとされているが、これは実務を無視しているというコメントがある。また、E48が「合成商品」へのヘッジ会計の適用や相殺を禁止していることは、形式よりも実質を重視するという E48の基本的な考え方に反するというコメントがある。また、総じて E48は価格リスクに対する単純なヘッジには対処できるが、デリバティブに関連する複雑なリスクには対処できないとされている。

3. IASC の審議過程

1994年10月にアムステルダムで開催された第9回の IASC 金融商品起草委員会では、上記コメントを検討した結果、E48をすべての項目を含む基準書として完成基準を作成するという「E48完成案」と、問題の多い項目を除き E48を開示だけの基準書にするという「E48分離案」のいずれかを選択することとなった。その結果、5対2（イタリアは欠席）で後者の分離案が選択され、理事会に提案することになった。なお、この段階では単純ヘッジは E48に含めることとされていた⁹⁾。

1994年11月にブダペストで開催された IASC 理事会では、起草委員会の提案を受けて審議を行い、「E48分離案」を承認した。起草委員会案では E48に含めることとされていた単純ヘッジ部分は、E48から切り離して別に基準案としてまとめられることになった。その結果、E48は金融商品の表示と開示の基準としての性格をもつものとしてまとめることになり、認識・測定・先進ヘッジの基準の改訂は、上記の分離された E48ができあがった後に取りかかることになったのである。こうして、金融商品の表示と開示に関する原案を1995年3月の理事会に提出することになった¹⁰⁾。

表示・開示基準の原案を作成するための第10回 IASC 金融商品起草委員会は、1995年1月にトロントで開催された。ここで作成された基準案は、いくつかの点で E48に変更が加えられているが、その点は後述する。また、さきの会議では、単純ヘッジの部分を表示・開示と並行して別建で基準化することになっていたが、これは第2段階の認識・測定基準に含めることにされた¹¹⁾。

1995年3月にデュッセルドルフで開催された IASC 理事会では、これを受けて、金融商品の表示・開示に関する部分を基準化することが決定された。その

9) この項の記述は、加藤厚「国際会計基準委員会（IASC）金融資産起草委員会報告－アムステルダム会議」『JICPA ジャーナル』第474号（1995年1月）、107-110頁によっている。

10) この項の記述は、西川郁生「国際会計基準委員会（IASC）理事会報告－ブダペスト会議」、前掲稿、104-106頁によっている。

11) この項の記述は、加藤厚「国際会計基準委員会（IASC）金融資産起草委員会報告－トロント会議」『JICPA ジャーナル』第477号（1995年4月）、6-39頁によっている。

国際会計基準がIAS32「金融商品：開示及び表示」であり、1995年6月に公表され、1996年1月に発効することになったのである¹²⁾。

IV. 金融商品の表示と開示：IAS32

1. IAS32の概要

IAS32「金融商品：開示及び表示」は、目的、範囲、定義、表示、開示、移行規定、発効日、付録という構成になっている。その中心部分をなすのは、表示と開示である。

表示の部分では、さらに、①負債と資本、②発行体による複合金融商品の分類、③利息、配当、損失及び利益、④金融資産と金融負債の相殺、についての規定が設けられている。また、開示の部分では、①契約条件及び会計方針、②金利リスク、③信用リスク、④公正価値、⑤公正価値を超える金額で計上されている金融商品、⑥予定されている将来取引のヘッジ、⑦その他の開示、についての規定が設けられている。以下、表示と開示に関するIAS32の規定の内容をみてみよう。

(1) 表示

IAS32は、まず、負債と資本の分類について、金融商品又はその構成部分を、当初認識時における契約の実体及び金融負債と持分金融商品の定義にしたがって、負債又は資本として分類しなければならないとしている（par.18）。

次に、複合金融商品については、負債と持分の双方の要素を含む金融商品の構成部分を別々に分類しなければならないとしている（par.23）。

金融負債として分類された金融商品又は構成部分にかかわる利息、配当、利益及び損失は、損益計算書で費用又は収益として報告することとし、持分金融商品として分類された金融商品の保有者への分配は、資本に直接借記されなければならないとしている（par.30）。

12) この項の記述は、西川郁生「国際会計基準委員会（IASC）理事会報告—デュッセルドルフ会議」『JICPA ジャーナル』第479号（1995年6月）、80-83頁によっている。

そして、認識された金額を相殺する法的強制権を有し、かつ、純額で決済するか、又は資産の回収と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債を相殺し、純額で貸借対照表で報告することとしている（par.33）。

（2）開示

開示については、まず、金融資産、金融負債及び持分金融商品の種類ごとに、金融商品の範囲と内容に関する情報（将来のキャッシュフローの金額、時期及び確実性に影響を及ぼす可能性のある重要な契約条件を含む）、及び、採用された会計方針と方法（認識の規準と適用された測定的基础を含む）を開示しなければならないとしている（par.47）。

金利リスクについては、金融資産と金融負債の種類ごとに、さらされている金利リスクに関する情報（契約上の金利更改日又は満期日のどちらか早い方、及び、適用可能な場合には実効利率を含む）を開示することとしている（par.56）。

また、信用リスクについては、金融資産の種類ごとに、さらされている信用リスクに関する情報（貸借対照表日における最大信用リスクを最もよく表す金額、及び、信用リスクの著しい集中を含む）を開示しなければならないとしている（par.66）。

そして、金融資産と金融負債の種類ごとに、公正価値に関する情報の開示が要求されている（par.77）。

さらに、金融資産をその公正価値を超える金額で計上している場合には、金融資産の記載価額と公正価値、及び、記載価額を減額しない理由を開示しなければならないとしている（par.88）。

予定されている将来取引に関するリスクのヘッジとして金融商品を処理した場合には、予定されている取引の記述、ヘッジ金融商品の記述、及び、繰延べられている、あるいは認識されていない利得又は損失の金額、及び、収益又は費用として認識することが期待される時期を開示することとされている（par.91）。

2. E48からIAS32への変更点

E48からIAS32への主な変更点として次の項目をあげることができる¹³⁾。

- ①E48は保険契約及び保険契約上の債務履行資金を準備するために特に保有される資産を適用範囲から除外していた。IAS32では保険契約のみを適用除外とし、保険会社の保有する金融資産等は適用範囲に含めることとした。
- ②貨幣性金融資産及び貨幣性金融負債の定義を追加した。それによれば、貨幣性金融資産及び金融負債（貨幣性金融商品とよばれることもある）は、固定又は決定可能な金額が受け取られる又は支払われる金融資産及び金融負債である、と定義されている¹⁴⁾。
- ③減損している金融資産についての開示義務を削除し、公正価値を上回る帳簿価額を付した金融資産の金額と理由の開示を追加した。
- ④金利リスクの開示範囲を明確にした。
- ⑤複合金融商品の分離については発行体の負債・資本の分離にのみ触れ、保有者側の分離には言及しないこととした。
- ⑥担保の入手に関する企業方針の開示要求を削除した。
- ⑦付録に追加して設例を設けた。ただし、これは基準の一部ではない。

V. 金融商品プロジェクトへの期待

IASCの金融商品プロジェクトが1988年の採択以来、すでに7年が経過した。この間、1995年になって、ようやく表示と開示の部分がIAS32として基準化されたにすぎない。その最大の障害となったのは、金融商品の問題がどの国でも未だ解決のみられない領域であり、しかもE48で提示された認識・測定の基準は、各国で意見が対立し合意をえにくい内容となっていることであった。今後、IASCとしては、1996年9月に金融商品の認識・測定を含む基準の公開草案を

13) この項の記述は、加藤厚「国際会計基準委員会（IASC）金融資産起草委員会報告—トロント会議」『JICPA ジャーナル』第477号（1995年4月）、36-37頁、及び、西川郁生「国際会計基準委員会（IASC）理事会報告—デュッセルドルフ会議」『JICPA ジャーナル』第479号（1995年6月）、80頁によっている。

14) International Accounting Standards Committee, IAS32, *op. cit.*, par. 5.

公表し、1997年11月に基準の完成をめざしている¹⁵⁾。

1995年7月になされたIASCと証券監督者国際機構（IOSCO）の合意は、IASの承認にはずみをつけることになると考えられる¹⁶⁾。その実効をあげるためにも、IASCにとって最優先課題である金融商品の基準化をまず達成することが期待されている。IASCの今後の審議経過が注目されるところである。

（筆者は関西学院大学商学部教授）

15) “Draft Work Programme – 1995–1999,” (June 1995) . 「IASC 作業プログラム（案）1995年–1999年（1995年6月）」『JICPA ジャーナル』第482号（1995年9月）、43頁。

16) “IASC and IOSCO Reach Agreement,” *IASC Press Release* (11 July 1995) . 日本公認会計士協会調査研究部国際課訳 「IASCとIOSCOの合意について」『JICPA ジャーナル』第482号（1995年9月）、43頁。